

平成16年5月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	河内矢部線	阿蘇郡蘇陽町大字柏字中湛淵 396番2地先から 同 所 同 字 410番地先まで	146.0	単道改

2 供用開始する期日 平成16年5月31日

熊本県告示第585号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨宇土市長から届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年5月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
浦田町	島ノ内	16から22まで、42から49まで、95、96及びこれらの区域に隣接 介在する道路、水路である国有地の全部	浦田町	浦 田

熊本県告示第586号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年5月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
移送サービスさくら 熊本市御幸笛田七丁目1番10号コーポ ラ 笛田303号	有限会社ケアサポートさくら	平成16年5月20日

熊本県告示第587号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46号第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成16年5月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
河本内科小児科クリニック居宅介護支援 事業所 熊本市徳王町486-1	医療法人清河会	平成16年5月18日

熊本県告示第588号

昭和25年9月30日熊本県告示第475号（海区漁業調整委員会の事務所の所在地）を次のように改正し、告示の日から適用する。

平成16年5月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県有明海区漁業調整委員会の事務所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県林務水産部漁政課内
天草不知火海区漁業調整委員会の事務所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県林務水産部漁政課内